

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

| 税目 | 条例/規則 | 条 | 項 | 号 | 減免内容 | 財政支援の要請 | 税務部(案) | 見直しを行う(行わない)理由 |
|-------|-------|----|---|---|---------------------|----------------|--------|--|
| 法人市民税 | 条例 | 45 | 4 | 2 | 一般社団・財団法人 (非営利型) | 福祉局 | 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> この減免措置は、公益法人制度の改革以前の社団法人・財団法人が公益事業を行う目的で主務官庁の許可を得て設立されており、公益性が高いことを考慮して実施してきたものである。 改革以前からある社団法人・財団法人については、平成25年11月までに改めて内閣府又は都道府県から公益認定を受けて公益社団法人・公益財団法人となるか、それ以外の一般社団法人・一般財団法人(非営利型法人)等に移行することとした。 |
| | | | | | 公益社団法人・公益財団法人 | | | <ul style="list-style-type: none"> また、平成20年12月以後は、一般社団法人・一般財団法人(非営利型法人)については、非営利で一定の要件を満たせば、公益性がなくても設立が可能となった。 上記の理由により、公益法人認定法に定められた事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものと認定されている公益社団法人・公益財団法人だけに減免対象を限定し、一般社団法人・一般財団法人(非営利型法人)を対象から除外する。 |
| 法人市民税 | 条例 | 45 | 4 | 3 | 認可地縁団体 | 福祉局 区役所(8区) | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に基づき、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成されたもので、地域的な共同活動のための不動産等を保有するため、市町村長の認可を受けた団体であり、区域の住民相互の連絡、環境の整備や集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動内容を行うことを目的としており、高い公益性があると認められること及び同様の活動・実態である地域振興会や自治会などは人格を有さないため課税されないことを考慮して、減免措置を継続する。 |
| 法人市民税 | 条例 | 45 | 4 | 4 | 特定非営利活動法人 | 市民局 福祉局 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 法律で規定された特定の非営利活動を行い、不特定かつ多数のものの利益など公益の増進に寄与することを目的として認証を受けた法人であり、高い公益性が認められることから、減免措置を継続する。 |
| 法人市民税 | 条例 | 45 | 4 | 5 | 清算中の法人 | なし | 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> この減免措置は、清算中の法人が通常の営業活動を行っておらず担税力が低下していることを考慮して均等割税額の免除を行ってきたものである。 一方、赤字決算等により担税力が低下した法人については均等割を課しており、清算中であることをもって一律に減免を行うことは適当ではないため、減免措置を廃止する。 |